

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会

(第1回)

令和8年10月5日(月)
和歌山労働局6階会議室

和歌山労働局

会 議 次 第

1 開会

2 議題

(1) 部会長及び部会長代理の選出について

(2) 和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の審議について

(3) その他

3 閉会

資 料 目 次

- 1 和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程
- 3 最低賃金審議会令
- 4 令和８年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 5 和歌山県の最低賃金額の推移
- 6 特定最低賃金一覧（鉄鋼業関係）
（令和８年度版最低賃金決定要覧 P 138 抜粋）
- 7 令和８年和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する実態調査の結果報告

和歌山地方最低賃金審議会
和歌山県鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和8年9月30日現在

区分	氏 名	現 職
公益代表	石 川 栄 司	弁護士
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
	和 中 修 二	公認会計士
労働者代表	伊 賀 倉 誠	鴻池運輸労働組合鉄鋼関西支部
	竹 田 平	湊組労働組合
	久 富 康 平	日本製鉄和歌山労働組合
使用者代表	大 川 伸 也	和歌山商工会議所
	大 畑 裕 二	鴻池運輸株式会社鉄鋼関西支店
	田 中 康 平	日本製鉄株式会社関西製鉄所

[各区分50音順]

和歌山地方最低賃金審議会専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令並びに和歌山地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、和歌山労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、第1回会議は局長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、和歌山地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

(附 則)

この規程は平成20年8月12日から施行する。

一部改正 令和元年8月1日

一部改正 令和3年7月27日

最低賃金審議会令

昭和 34. 5. 4 政令第 163 号
 改正 昭和 35. 6. 20 政令第 162 号
 改正 昭和 45. 5. 30 政令第 151 号
 改正 平成 11. 12. 3 政令第 390 号
 改正 平成 12. 6. 7 政令第 309 号
 改正 平成 13. 9. 27 政令第 317 号
 改正 平成 17. 9. 30 政令第 306 号
 改正 平成 20. 4. 25 政令第 151 号
 改正 平成 22. 8. 4 政令第 178 号
 改正 平成 28. 6. 17 政令第 238 号

(名称)

第1条 地方最低賃金審議会には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18 人とする。

- 2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15 人とする。ただし、東京地方最低賃金審議会及び大阪地方最低賃金審議会にあつては、18 人とする。
- 3 中央最低賃金審議会に、最低賃金法第 25 条第 1 項に規定する事項及び同条第 2 項に規定する最低賃金の決定又はその改正の決定その他特別の事項（第 4 条第 2 項において「最低賃金決定等」という。）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の推薦)

第3条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない。

- 2 前項に規定する審議会の委員は、同項の規定による推薦があつた候補者のうちから任命するものとする。ただし、その期間内に推薦がなかつたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命等)

第4条 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、その者の任命に係る最低賃金決定等に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 3 臨時委員は、非常勤とする。
- 4 前条の規定は、関係労働者を代表する臨時委員及び関係使用者を代表する臨時委員の任命について準用する。この場合において、同条第 1 項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者（関係者の団体を含む。）」と、同条第 2 項中「推薦」とあるのは「推薦（厚生労働大臣が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。）」と読み替えるものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（地方最低賃金審議会にあつては、委員）の 3 分の 2 以上又は労働者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては労働者を代表する委員をいう。）、使用者関係委員（中央最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委

員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては使用者を代表する委員をいう。) 及び公益関係委員 (中央最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するもの、地方最低賃金審議会にあつては公益を代表する委員をいう。) の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

- 3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員 (地方最低賃金審議会にあつては、委員) で会議に出席したものの過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第2項の規定により審議会に置かれる専門部会 (以下「最低賃金専門部会」という。) の委員及び臨時委員 (地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会にあつては、委員) の数は、9人以内とする。

- 2 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、中央最低賃金審議会の委員及び臨時委員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

- 3 中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会に属すべき 関係労働者を代表する臨時委員、関係使用者を代表する臨時委員及び公益を代表する臨時委員の数は、各同数とする。

- 4 第3条の規定は、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。この場合において、同条第1項中「関係労働組合又は関係使用者団体」とあるのは「関係者 (関係者の団体を含む。)」と、同条第2項中「推薦」とあるのは「推薦 (都道府県労働局長が、会長の同意を得て、関係者を代表するに適當でないと認める候補者に係る推薦を除く。)」と読み替えるものとする。

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

- 6 前条の規定は、最低賃金専門部会について準用する。この場合において、中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同条第2項中「中央最低賃金審議会」とあるのは「中央最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとし、地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会については、同項中「地方最低賃金審議会」とあるのは「地方最低賃金審議会に置かれる最低賃金専門部会」と、「労働者を代表する委員」とあるのは「関係労働者を代表する委員」と、「使用者を代表する委員」とあるのは「関係使用者を代表する委員」と読み替えるものとする。

- 7 最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

(庶務)

第7条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局賃金課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月30日(水)発効とする場合、10月29日(木)までに答申いただき、要旨を公示する必要があります。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月1日(日)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月2日(月)		11月17日(火)		12月2日(水)		1月1日(金)
11月3日(火)		11月18日(水)		12月3日(木)		1月2日(土)
11月4日(水)		11月19日(木)		12月4日(金)		1月3日(日)
11月5日(木)		11月20日(金)		12月7日(月)		1月6日(水)
11月6日(金)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月7日(土)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月8日(日)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月9日(月)		11月24日(火)		12月8日(火)		1月7日(木)
11月10日(火)		11月25日(水)		12月9日(水)		1月8日(金)
11月11日(水)		11月26日(木)		12月10日(木)		1月9日(土)

令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月30日(水)発効とする場合、10月29日(木)までに答申いただき、要旨を公示する必要があります。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月12日(木)		11月27日(金)		12月11日(金)		1月10日(日)
11月13日(金)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月14日(土)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月15日(日)		11月30日(月)		12月14日(月)		1月13日(水)
11月16日(月)		12月1日(火)		12月15日(火)		1月14日(木)
11月17日(火)		12月2日(水)		12月16日(水)		1月15日(金)
11月18日(水)		12月3日(木)		12月17日(木)		1月16日(土)
11月19日(木)		12月4日(金)		12月18日(金)		1月17日(日)
11月20日(金)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月21日(土)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月22日(日)		12月7日(月)		12月21日(月)		1月20日(水)
11月23日(月)		12月8日(火)		12月22日(火)		1月21日(木)
11月24日(火)		12月9日(水)		12月23日(水)		1月22日(金)
11月25日(水)		12月10日(木)		12月24日(木)		1月23日(土)
11月26日(木)		12月11日(金)		12月25日(金)		1月24日(日)
11月27日(金)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月28日(土)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月29日(日)		12月14日(月)		12月28日(月)		1月27日(水)
11月30日(月)		12月15日(火)		1月4日(月)		2月3日(水)
12月1日(火)		12月16日(水)		1月5日(火)		2月4日(木)
12月2日(水)		12月17日(木)		1月6日(水)		2月5日(金)
12月3日(木)		12月18日(金)		1月7日(木)		2月6日(土)
12月4日(金)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月5日(土)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月6日(日)		12月21日(月)		1月8日(金)		2月7日(日)
12月7日(月)		12月22日(火)		1月12日(火)		2月11日(木)
12月8日(火)		12月23日(水)		1月13日(水)		2月12日(金)
12月9日(水)		12月24日(木)		1月14日(木)		2月13日(土)
12月10日(木)		12月25日(金)		1月15日(金)		2月14日(日)
12月11日(金)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月12日(土)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月13日(日)		12月28日(月)		1月18日(月)		2月17日(水)
12月14日(月)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月15日(火)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月16日(水)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月17日(木)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月18日(金)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月19日(土)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月20日(日)		1月4日(月)		1月19日(火)		2月18日(木)
12月21日(月)		1月5日(火)		1月20日(水)		2月19日(金)
12月22日(火)		1月6日(水)		1月21日(木)		2月20日(土)
12月23日(水)		1月7日(木)		1月22日(金)		2月21日(日)

和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 7年		1,045	7. 11. 1		1,170	7. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 8年		1,101	8. 10. 3					869	3. 12. 30

2 特定最低賃金（令和8年3月末日現在効力を有するもの）

(1) 新産業別最低賃金

（単位：円）

都道府県名	食料品・飲料製造業関係		
	時間額	日額	発効日
北海道	1,113	—	R 7.12. 1
千葉県	889	—	H29.12.25
香川県	849	—	R 3.12.15
宮崎県	678	—	H26.12.26
沖縄県	769	—	H30.11.25

都道府県名	塗料製造業		
	時間額	日額	発効日
栃木県	1,159	—	R 7.12.31
神奈川県	894	—	H27. 3. 1
大阪府	1,191	—	R 7.12. 4
兵庫県	1,158	—	R 7.12. 1

都道府県名	繊維工業関係		
	時間額	日額	発効日
石川県	782	—	H29.12.31
福井県	830	—	R 1.12.24
愛知県	732	—	H20.12.16
滋賀県	789	—	H28.12.30
兵庫県	800	—	H28. 3. 1

都道府県名	ゴム製品製造業		
	時間額	日額	発効日
静岡県	915	—	R 3.12.20

都道府県名	窯業・土石製品製造業関係		
	時間額	日額	発効日
三重県	923	—	R 3.12.21
滋賀県	1,099	—	R 7.12.28
岡山県	1,074	—	R 8. 2. 1
佐賀県	957	—	R 6.12.21

都道府県名	造作材・合板・建築用組立材料製造業		
	時間額	日額	発効日
徳島県	876	—	R 3.12.21

都道府県名	パルプ・紙・紙加工品製造業関係		
	時間額	日額	発効日
静岡県	786	—	H27.12.31
愛媛県	1,113	—	R 7.12.25

都道府県名	印刷・同関連産業関係		
	時間額	日額	発効日
長野県	850	—	R 1.12.31

都道府県名	鉄鋼業関係		
	時間額	日額	発効日
北海道	1,165	—	R 7.12. 1
青森県	1,109	—	R 7.12.21
岩手県	1,072	—	R 8. 1.15
宮城県	1,125	—	R 7.12.15
茨城県	1,166	—	R 8. 3. 1
群馬県	1,131	—	R 8. 1. 1
千葉県	1,210	—	R 7.12.25
東京都	871	—	H26. 3.23
神奈川県	874	—	H26. 3.15
愛知県	1,175	—	R 7.12.16
三重県	739	5,907	H10.12.15
大阪府	1,185	—	R 7.12. 1
兵庫県	1,180	—	R 7.12. 1
和歌山県	1,170	—	R 7.12.30
島根県	1,163	—	R 7.12.13
岡山県	1,166	—	R 7.12.27
広島県	1,179	—	R 7.12.31
山口県	1,180	—	R 7.12.15
福岡県	1,176	—	R 7.12.10
大分県	1,176	—	R 7.12.25

令和8年 10 月

和歌山県鉄鋼業最低賃金に関する
実態調査の結果報告

和 歌 山 労 働 局

まえがき

この報告書は、和歌山県鉄鋼業最低賃金の改正決定の基礎資料を得るため、事業所規模100人未満（規模の区分は、1～9人、10～29人、30～99人の3区分）の常用労働者を雇用する事業所を対象に、令和8年6月1日現在の賃金について、通信調査を主として実態調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

目 次

用語の説明	1
総括表（1） 産業：鉄鋼業、就業形態：全て、産別適用除外除く（50円刻み）	2
賃金分布表（2） 地域：全て、産業：鉄鋼業、就業形態：全て、規模：全て、産別適用除外除く（50円刻み）	3
総括表（1） 産業：鉄鋼業、就業形態：パート、産別適用除外除く（50円刻み）	4
鉄鋼業の時間額に対する該当労働者数の分布（対前年比グラフ） 鉄鋼業の一般労働者・パート労働者計及びパート労働者のみ	5
総括表（1） 産業：鉄鋼業、就業形態：全て、産別適用除外除く（1円刻み）	6
賃金分布表（2） 地域：全て、産業：鉄鋼業、就業形態：全て、規模：全て、産別適用除外除く（1円刻み）	8
最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表（令和8年）	10

用語の説明

【第1・20分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、20等分した低い方から1／20番目の賃金をいいます。

【第1・10分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、10等分した低い方から1／10番目の賃金をいいます。

【第1・4分位数】

労働者の賃金を低いものから高いものへと順に並べ、4等分した低い方から1／4番目の賃金をいいます。

【中位数】

賃金分布の例をとると、賃金を大きさの順に並べたときの真ん中の値を中位数といいます。

労働者数（n）が偶数の時は、 $n/2$ 番目と $n/2 + 1$ 番目の値の算術平均となります。

【4分位偏差係数】

$$\frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$
 という形で計算されます。

【未満率及び影響率】

最低賃金の「未満率」とは、現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合のことで、「影響率」とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことです。

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別 和歌山県全県	年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人		１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	353	26	121	206	353		4	271	41	37	
円	24		20	4	24		2	16	4	2	
- 1149	(6.8)		(16.7)	(1.9)	(6.8)		(50.0)	(6.0)	(8.8)	(6.4)	
1150 - 1199	32 (9.2)		22 (18.6)	10 (4.9)	32 (9.2)		2 (50.0)	21 (7.9)	6 (13.7)	4 (9.6)	
1200 - 1249	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)	
1250 - 1299	86 (24.3)	1 (4.5)	28 (23.5)	56 (27.2)	86 (24.3)		2 (50.0)	61 (22.5)	12 (28.5)	11 (30.1)	
1300 - 1349	121 (34.2)	2 (9.1)	34 (28.4)	84 (40.8)	121 (34.2)		4 (100.0)	87 (32.2)	16 (39.2)	13 (36.5)	
1350 - 1399	134 (38.1)	2 (9.1)	38 (31.4)	94 (45.6)	134 (38.1)			96 (35.6)	19 (47.1)	15 (39.7)	
1400 - 1449	155 (43.8)	4 (13.6)	45 (37.3)	106 (51.5)	155 (43.8)			112 (41.5)	19 (47.1)	19 (51.5)	
1450 - 1499	176 (49.8)	6 (22.7)	50 (41.2)	120 (58.3)	176 (49.8)			129 (47.6)	23 (57.8)	19 (51.5)	
1500 - 1549	188 (53.3)	7 (27.3)	51 (42.2)	130 (63.1)	188 (53.3)			139 (51.5)	23 (57.8)	21 (56.9)	
1550 - 1599	196 (55.7)	7 (27.3)	53 (44.1)	136 (66.0)	196 (55.7)			146 (53.8)	25 (62.8)	21 (56.9)	
1600 - 1649	219 (62.0)	11 (40.9)	64 (52.9)	144 (69.9)	219 (62.0)			160 (58.9)	30 (73.5)	25 (67.7)	
1650 - 1699	234 (66.2)	15 (59.1)	66 (54.9)	152 (73.8)	234 (66.2)			170 (62.8)	31 (76.5)	28 (76.3)	
1700 - 1749	241 (68.4)	18 (68.2)	67 (55.9)	156 (75.7)	241 (68.4)			176 (64.9)	33 (81.4)	28 (76.3)	
1750 - 1799	260 (73.7)	18 (68.2)	72 (59.8)	170 (82.5)	260 (73.7)			193 (71.1)	33 (81.4)	30 (81.8)	
1800 - 1849	264 (74.9)	18 (68.2)	75 (61.8)	172 (83.5)	264 (74.9)			197 (72.7)	33 (81.4)	30 (81.8)	
1850 - 1899	280 (79.3)	21 (81.8)	81 (66.7)	178 (86.4)	280 (79.3)			211 (77.9)	34 (84.3)	30 (81.8)	
1900 - 1949	288 (81.7)	21 (81.8)	83 (68.6)	184 (89.3)	288 (81.7)			218 (80.3)	34 (84.3)	32 (87.2)	
1950 - 1999	297 (84.3)	22 (86.4)	89 (73.5)	186 (90.3)	297 (84.3)			226 (83.2)	35 (87.2)	32 (87.2)	
2000 - 2049	306 (86.8)	25 (95.5)	94 (77.5)	188 (91.3)	306 (86.8)			235 (86.5)	35 (87.2)	32 (87.2)	
2050 - 2099	313 (88.7)	25 (95.5)	98 (81.4)	190 (92.2)	313 (88.7)			239 (88.3)	37 (92.2)	32 (87.2)	
2100 - 2149	319 (90.6)	26 (100.0)	99 (82.4)	194 (94.2)	319 (90.6)			244 (89.9)	39 (97.1)	32 (87.2)	
2150 - 2199	322 (91.2)		102 (84.3)	194 (94.2)	322 (91.2)			246 (90.8)	39 (97.1)	32 (87.2)	
2200 - 2249	326 (92.5)		104 (86.3)	196 (95.1)	326 (92.5)			250 (92.4)	39 (97.1)	32 (87.2)	
2250 - 2299	327 (92.8)		105 (87.3)	196 (95.1)	327 (92.8)			250 (92.4)	41 (100.0)	32 (87.2)	
2300 - 2349	332 (94.0)		108 (89.2)	198 (96.1)	332 (94.0)			255 (94.0)		32 (87.2)	
2350 - 2399	339 (96.2)		111 (92.2)	202 (98.1)	339 (96.2)			261 (96.3)		33 (90.4)	
2400 - 2499	343 (97.2)		115 (95.1)	202 (98.1)	343 (97.2)			264 (97.2)		35 (93.6)	
2500 - 2599	345 (97.9)		117 (97.1)	202 (98.1)	345 (97.9)			264 (97.2)		37 (100.0)	
2600 - 2999	353 (100.0)		121 (100.0)	206 (100.0)	353 (100.0)			271 (100.0)			
3000 -											
月平均賃金額	261,942	277,768	265,473	257,889	261,942		203,445	265,758	250,729	252,591	
時間当平均賃金額	1,601	1,681	1,688	1,540	1,601		1,233	1,621	1,518	1,582	
月一人当たり労働時間	163	164	156	168	163		165	164	164	159	
第１・２０分位数	1,078	1,306	1,049	1,200	1,078		1,133	1,078	1,060	1,125	
第１・１０分位数	1,200	1,400	1,060	1,238	1,200		1,133	1,220	1,173	1,200	
第１・４分位数	1,307	1,500	1,315	1,288	1,307		1,133	1,310	1,255	1,275	
中位数	1,500	1,681	1,631	1,434	1,500		1,134	1,527	1,460	1,435	
四分位偏差係数	0.1833	0.1089	0.2121	0.1573	0.1833		0.0882	0.1798	0.1514	0.1362	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

賃金分布表 (2) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、性別年齢別表)
08年

地域：(全) 産業：9.就職業 (E221~E224) 就業形態：(全) 規模：(全)

成別通用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男										女									
		17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	353	308	4	238	37	29		45			33	4	8		17			13	4	4	
-	1,149	(2.5)	(50.0)	(1.3)	(8.3)			(37.0)			(39.6)	(100.0)			(37.0)			(39.6)			
1,150 - 1,199	(2.4)	(1.7)		(1.3)	(5.4)			(7.1)			(5.1)				(7.1)			(5.1)			
1,200 - 1,249	(5.0)	(4.7)		(3.9)	(5.4)			(7.1)			(3.6)				(7.1)			(3.6)			
1,250 - 1,299	(10.1)	(11.2)		(11.8)	(10.8)			(2.6)			(3.6)				(2.6)			(3.6)			
1,300 - 1,349	(10.0)	(9.5)	(50.0)	(8.6)	(11.8)			(13.4)			(18.2)				(13.4)			(18.2)			
1,350 - 1,399	(3.8)	(4.4)		(3.9)	(8.6)			(4.1)			(4.1)				(4.1)			(4.1)			
1,400 - 1,449	(5.8)	(5.6)		(5.3)	(4.1)			(15.3)			(15.3)				(15.3)			(15.3)			
1,450 - 1,499	(6.0)	(6.2)		(6.2)	(11.8)			(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
1,500 - 1,549	(3.5)	(3.6)		(3.9)	(7.0)			(2.6)			(3.6)				(2.6)			(3.6)			
1,550 - 1,599	(2.4)	(2.7)		(2.7)	(5.4)			(7.1)			(9.7)				(7.1)			(9.7)			
1,600 - 1,649	(6.3)	(7.2)		(5.8)	(11.8)			(4.5)			(6.1)				(4.5)			(6.1)			
1,650 - 1,699	(4.3)	(4.2)		(4.5)	(3.2)			(4.5)			(2.6)				(4.5)			(2.6)			
1,700 - 1,749	(2.1)	(2.4)		(2.3)	(5.4)			(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
1,750 - 1,799	(5.3)	(4.8)		(1.8)				(8.9)			(6.1)				(8.9)			(6.1)			
1,800 - 1,849	(1.2)	(1.4)		(1.8)				(2.6)			(3.6)				(2.6)			(3.6)			
1,850 - 1,899	(4.4)	(4.6)		(5.5)	(3.2)			(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
1,900 - 1,949	(2.4)	(2.7)		(2.7)	(7.0)			(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
1,950 - 1,999	(2.6)	(3.0)		(3.3)	(3.2)			(3.9)			(6.1)				(3.9)			(6.1)			
2,000 - 2,049	(2.6)	(3.0)		(3.8)				(2.6)			(3.6)				(2.6)			(3.6)			
2,050 - 2,099	(1.9)	(2.2)		(2.0)	(5.4)			(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
2,100 - 2,149	(1.8)	(2.1)		(1.8)	(5.4)			(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
2,150 - 2,199	(0.7)	(0.8)		(1.0)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,200 - 2,249	(1.2)	(1.4)		(1.8)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,250 - 2,299	(0.3)	(0.4)		(3.2)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,300 - 2,349	(1.2)	(1.4)		(1.8)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,350 - 2,399	(2.1)	(2.5)		(2.7)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,400 - 2,499	(1.0)	(1.2)		(1.0)				(4.5)			(4.5)				(4.5)			(4.5)			
2,500 - 2,599	(0.7)	(0.4)		(8.3)				(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
2,600 - 2,999	(2.1)	(2.5)		(3.2)				(2.6)			(2.6)				(2.6)			(2.6)			
3,000 -	261,942	272,750	203,445	276,851	265,309	257,911		187,770			185,512	98,760	234,439		185,512			185,512	98,760	234,439	
月平均賃金額	1,601	1,641	1,233	1,669	1,562	1,566		1,325			1,274	1,057	1,638		1,274			1,274	1,057	1,638	
時間平均賃金額	163	167	165	167	171	165		138			143	93	139		143			143	93	139	
第1・20分位	1,078	1,212	1,133	1,224	1,173	1,125		1,045			1,045	1,049	1,165		1,045			1,045	1,049	1,165	
第1・10分位	1,200	1,254	1,133	1,255	1,236	1,208		1,047			1,045	1,049	1,165		1,045			1,045	1,049	1,165	
第1・4分位	1,307	1,324	1,133	1,326	1,334	1,288		1,055			1,050	1,049	1,200		1,050			1,050	1,049	1,200	
中位数	1,500	1,587	1,134	1,512	1,472	1,435		1,200			1,282	1,060	1,664		1,282			1,282	1,060	1,664	
四分位偏差係数	0.1833	0.1708	0.0882	0.1811	0.1253	0.1185		0.1658			0.1474	0.0966	0.1713		0.1474			0.1474	0.0966	0.1713	

【上段】 分布労働者数

【下段】 分布構成比

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

08年

総括表（１）

産業：9.鉄鋼業（E221～E224）

就業形態：パート

産別適用除外除く

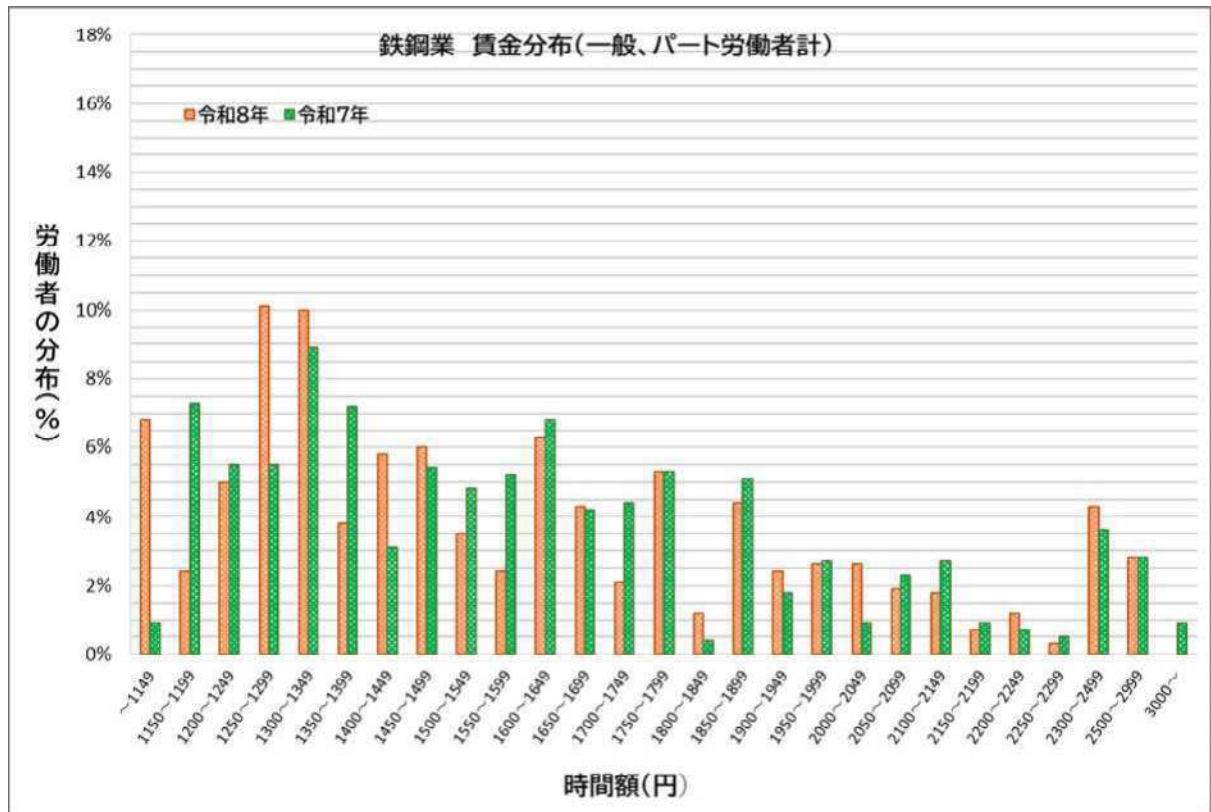
時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別	年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人	和歌山県全県	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	23	1	18	4	23			15	4	4	
円	17		17		17			12	4	1	
- 1149	(72.3)		(93.3)		(72.3)			(78.9)	(100.0)	(27.1)	
1150 - 1199	(77.4)		(100.0)		(77.4)			(78.9)		(54.2)	
1200 - 1249	(91.3)	1 (100.0)		2 (50.0)	21 (91.3)			13 (86.7)		4 (100.0)	
1250 - 1299	(91.3)			2 (50.0)	21 (91.3)			13 (86.7)			
1300 - 1349	(100.0)			4 (100.0)	23 (100.0)			15 (100.0)			
1350 - 1399											
1400 - 1449											
1450 - 1499											
1500 - 1549											
1550 - 1599											
1600 - 1649											
1650 - 1699											
1700 - 1749											
1750 - 1799											
1800 - 1849											
1850 - 1899											
1900 - 1949											
1950 - 1999											
2000 - 2049											
2050 - 2099											
2100 - 2149											
2150 - 2199											
2200 - 2249											
2250 - 2299											
2300 - 2349											
2350 - 2399											
2400 - 2499											
2500 - 2599											
2600 - 2999											
3000 -											
月平均賃金額	122,056	108,000	120,256	134,174	122,056			125,982	98,760	127,507	
時間当平均賃金額	1,105	1,200	1,064	1,258	1,105			1,097	1,057	1,170	
月一人当たり労働時	110	90	113	106	110			115	93	109	
第１・２０分位数	1,045	1,200	1,045	1,200	1,045			1,045	1,049	1,125	
第１・１０分位数	1,045	1,200	1,045	1,200	1,045			1,045	1,049	1,125	
第１・４分位数	1,049	1,200	1,047	1,200	1,049			1,047	1,049	1,125	
中位数	1,055	1,200	1,050	1,201	1,055			1,050	1,060	1,165	
四分位偏差係数	0.0550		0.0062	0.0479	0.0550			0.0062	0.0066	0.0322	

【上段】 累積労働者数

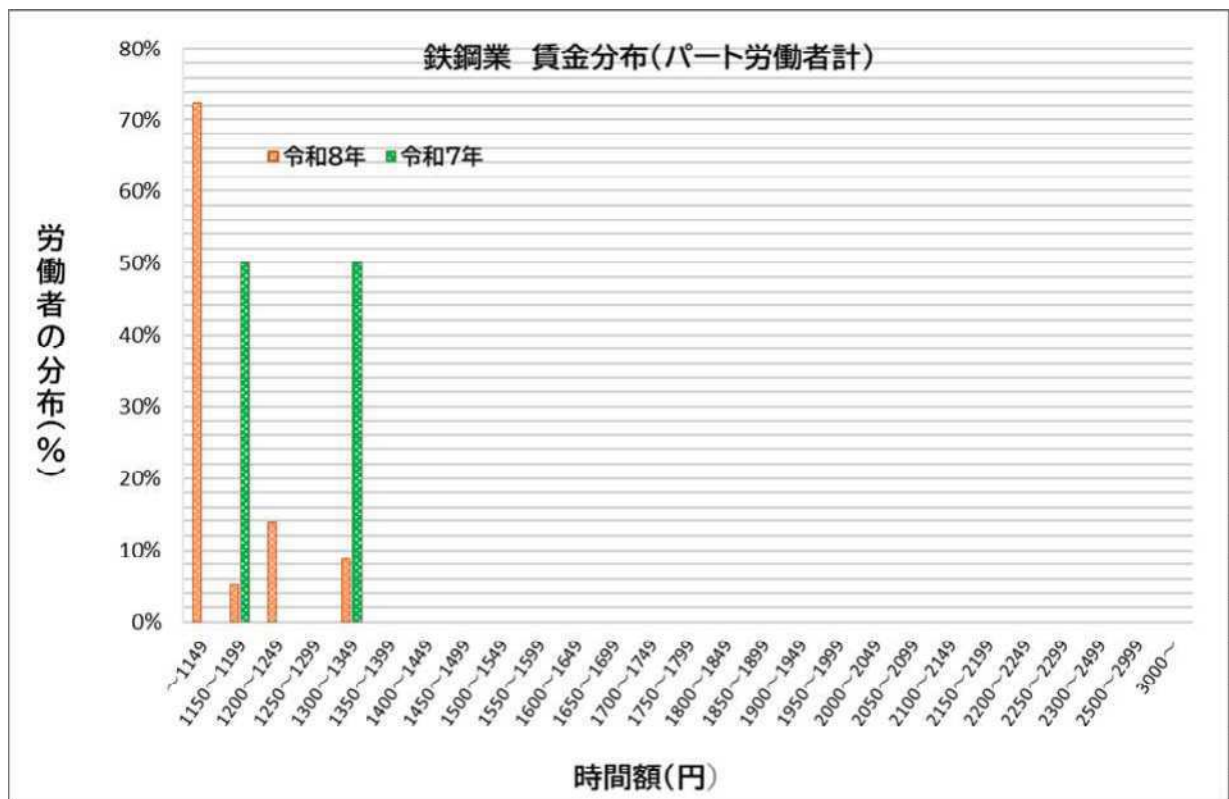
【下段】 累積構成比

鉄鋼業の時間額に対する該当労働者の分布

鉄鋼業の一般労働者・パート労働者計



鉄鋼業のパート労働者のみ



注)1150円から2299円までは50円刻みですが、2300円から2499円までは200円刻み、2500円から2999円までは500円刻み、1149円以下、3000円以上は集約されていますのでご注意ください。

時間当り所定内賃金額 （３手当を除く）	合計	規模別			地域別 和歌山県全県	年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０～９９人		１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	353	26	121	206	353		4	271	41	37	
円	28		22	6	28		2	19	4	4	
- 1169	(8.1)		(18.6)	(2.9)	(8.1)		(50.0)	(7.2)	(8.8)	(9.6)	
1170 - 1170	28		22	6	28		2	19	4	4	
	(8.1)		(18.6)	(2.9)	(8.1)		(50.0)	(7.2)	(8.8)	(9.6)	
1171 - 1171	28		22	6	28		2	19	4	4	
	(8.1)		(18.6)	(2.9)	(8.1)		(50.0)	(7.2)	(8.8)	(9.6)	
1172 - 1172	28		22	6	28		2	19	4	4	
	(8.1)		(18.6)	(2.9)	(8.1)		(50.0)	(7.2)	(8.8)	(9.6)	
1173 - 1173	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1174 - 1174	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1175 - 1175	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1176 - 1176	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1177 - 1177	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1178 - 1178	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1179 - 1179	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1180 - 1180	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1181 - 1181	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1182 - 1182	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1183 - 1183	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1184 - 1184	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1185 - 1185	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1186 - 1186	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1187 - 1187	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1188 - 1188	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1189 - 1189	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1190 - 1190	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1191 - 1191	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1192 - 1192	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1193 - 1193	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1194 - 1194	30		22	8	30		2	19	6	4	
	(8.6)		(18.6)	(3.9)	(8.6)		(50.0)	(7.2)	(13.7)	(9.6)	
1195 - 1195	32		22	10	32		2	21	6	4	
	(9.2)		(18.6)	(4.9)	(9.2)		(50.0)	(7.9)	(13.7)	(9.6)	
1196 - 1196	32		22	10	32		2	21	6	4	
	(9.2)		(18.6)	(4.9)	(9.2)		(50.0)	(7.9)	(13.7)	(9.6)	
1197 - 1197	32		22	10	32		2	21	6	4	
	(9.2)		(18.6)	(4.9)	(9.2)		(50.0)	(7.9)	(13.7)	(9.6)	
1198 - 1198	32		22	10	32		2	21	6	4	
	(9.2)		(18.6)	(4.9)	(9.2)		(50.0)	(7.9)	(13.7)	(9.6)	
1199 - 1199	32		22	10	32		2	21	6	4	
	(9.2)		(18.6)	(4.9)	(9.2)		(50.0)	(7.9)	(13.7)	(9.6)	
1200 - 1200	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1201 - 1201	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1202 - 1202	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1203 - 1203	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1204 - 1204	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1205 - 1205	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1206 - 1206	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1207 - 1207	36	1	22	12	36		2	23	6	6	
	(10.1)	(4.5)	(18.6)	(5.8)	(10.1)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(15.0)	
1208 - 1208	37	1	24	12	37		2	23	6	7	
	(10.5)	(4.5)	(19.6)	(5.8)	(10.5)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(18.2)	
1209 - 1209	37	1	24	12	37		2	23	6	7	
	(10.5)	(4.5)	(19.6)	(5.8)	(10.5)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(18.2)	
1210 - 1210	37	1	24	12	37		2	23	6	7	
	(10.5)	(4.5)	(19.6)	(5.8)	(10.5)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(18.2)	
1211 - 1211	37	1	24	12	37		2	23	6	7	
	(10.5)	(4.5)	(19.6)	(5.8)	(10.5)		(50.0)	(8.3)	(13.7)	(18.2)	
1212 - 1212	39	1	24	14	39		2	25	6	7	
	(11.0)	(4.5)	(19.6)	(6.8)	(11.0)		(50.0)	(9.1)	(13.7)	(18.2)	
1213 - 1213	39	1	24	14	39		2	25	6	7	
	(11.0)	(4.5)	(19.6)	(6.8)	(11.0)		(50.0)	(9.1)	(13.7)	(18.2)	
1214 - 1214	39	1	24	14	39		2	25	6	7	
	(11.0)	(4.5)	(19.6)	(6.8)	(11.0)		(50.0)	(9.1)	(13.7)	(18.2)	
1215 - 1215	39	1	24	14	39		2	25	6	7	
	(11.0)	(4.5)	(19.6)	(6.8)	(11.0)		(50.0)	(9.1)	(13.7)	(18.2)	
1216 - 1216	39	1	24	14	39		2	25	6	7	
	(11.0)	(4.5)	(19.6)	(6.8)	(11.0)		(50.0)	(9.1)	(13.7)	(18.2)	

1217	1217	41 (11.6)	1 (4.5)	24 (19.6)	16 (7.8)	41 (11.6)		2 (50.0)	27 (9.8)	6 (13.7)	7 (18.2)
1218	1218	41 (11.6)	1 (4.5)	24 (19.6)	16 (7.8)	41 (11.6)		2 (50.0)	27 (9.8)	6 (13.7)	7 (18.2)
1219	1219	41 (11.6)	1 (4.5)	24 (19.6)	16 (7.8)	41 (11.6)		2 (50.0)	27 (9.8)	6 (13.7)	7 (18.2)
1220	1220	42 (11.9)	1 (4.5)	25 (20.6)	16 (7.8)	42 (11.9)		2 (50.0)	28 (10.2)	6 (13.7)	7 (18.2)
1221	1221	42 (11.9)	1 (4.5)	25 (20.6)	16 (7.8)	42 (11.9)		2 (50.0)	28 (10.2)	6 (13.7)	7 (18.2)
1222	1222	42 (11.9)	1 (4.5)	25 (20.6)	16 (7.8)	42 (11.9)		2 (50.0)	28 (10.2)	6 (13.7)	7 (18.2)
1223	1223	42 (11.9)	1 (4.5)	25 (20.6)	16 (7.8)	42 (11.9)		2 (50.0)	28 (10.2)	6 (13.7)	7 (18.2)
1224	1224	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1225	1225	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1226	1226	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1227	1227	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1228	1228	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1229	1229	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1230	1230	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1231	1231	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1232	1232	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1233	1233	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1234	1234	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1235	1235	44 (12.5)	1 (4.5)	25 (20.6)	18 (8.7)	44 (12.5)		2 (50.0)	30 (11.0)	6 (13.7)	7 (18.2)
1236	1236	46 (13.1)	1 (4.5)	25 (20.6)	20 (9.7)	46 (13.1)		2 (50.0)	30 (11.0)	8 (18.6)	7 (18.2)
1237	1237	46 (13.1)	1 (4.5)	25 (20.6)	20 (9.7)	46 (13.1)		2 (50.0)	30 (11.0)	8 (18.6)	7 (18.2)
1238	1238	48 (13.6)	1 (4.5)	25 (20.6)	22 (10.7)	48 (13.6)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	7 (18.2)
1239	1239	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1240	1240	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1241	1241	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1242	1242	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1243	1243	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1244	1244	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1245	1245	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1246	1246	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1247	1247	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1248	1248	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1249	1249	50 (14.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	24 (11.7)	50 (14.2)		2 (50.0)	32 (11.7)	8 (18.6)	9 (23.7)
1250	1250	52 (14.8)	1 (4.5)	25 (20.6)	26 (12.6)	52 (14.8)		2 (50.0)	34 (12.4)	8 (18.6)	9 (23.7)
1251	1251	52 (14.8)	1 (4.5)	25 (20.6)	26 (12.6)	52 (14.8)		2 (50.0)	34 (12.4)	8 (18.6)	9 (23.7)
1252	1252	52 (14.8)	1 (4.5)	25 (20.6)	26 (12.6)	52 (14.8)		2 (50.0)	34 (12.4)	8 (18.6)	9 (23.7)
1253	1253	52 (14.8)	1 (4.5)	25 (20.6)	26 (12.6)	52 (14.8)		2 (50.0)	34 (12.4)	8 (18.6)	9 (23.7)
1254	1254	54 (15.3)	1 (4.5)	25 (20.6)	28 (13.6)	54 (15.3)		2 (50.0)	36 (13.2)	8 (18.6)	9 (23.7)
1255	1255	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1256	1256	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1257	1257	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1258	1258	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1259	1259	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1260	1260	64 (18.2)	1 (4.5)	25 (20.6)	38 (18.4)	64 (18.2)		2 (50.0)	42 (15.4)	12 (28.5)	9 (23.7)
1261		353 (100.0)	26 (100.0)	121 (100.0)	206 (100.0)	353 (100.0)		4 (100.0)	271 (100.0)	41 (100.0)	37 (100.0)
月平均賃金額		261,942	277,768	265,473	257,889	261,942		203,445	265,758	250,729	252,591
時間当平均賃金額		1,601	1,681	1,688	1,540	1,601		1,233	1,621	1,518	1,582
月一人当たり労働時		163	164	156	168	163		165	164	164	159
第1・20分位数		1,078	1,306	1,049	1,200	1,078		1,133	1,078	1,060	1,125
第1・10分位数		1,200	1,400	1,060	1,238	1,200		1,133	1,220	1,173	1,200
第1・4分位数		1,307	1,500	1,315	1,288	1,307		1,133	1,310	1,255	1,275
中位数		1,500	1,681	1,631	1,434	1,500		1,134	1,527	1,460	1,435
四分位偏差係数		0.1833	0.1089	0.2121	0.1573	0.1833		0.0882	0.1798	0.1514	0.1362

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

賃金分布表(2) (地域・産業・就業形態・規模別の賃金額階級別、性別年齢別表)

産別適用除外除く

(全て)

規模

就業形態：(全て)

産業：9.鉄鋼業 (E221～E224)

地域：(全て)

賃金分布表(2)

08年

時間当り所定内賃金額 (3千当り未満)		合計	男							女						
			男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	353	308	4	238	37	29	45	33	2	8						
	1.169	(8.1)	(3.5)	(50.0)	(2.7)		(8.3)	(39.6)		(100.0)				(14.1)		
1.170																
1.171																
1.172																
1.173																
1.174																
1.175																
1.176																
1.177																
1.178																
1.179																
1.180																
1.181																
1.182																
1.183																
1.184																
1.185																
1.186																
1.187																
1.188																
1.189																
1.190																
1.191																
1.192																
1.193																
1.194																
1.195																
1.196																
1.197																
1.198																
1.199																
1.200																
1.201																
1.202																
1.203																
1.204																
1.205																
1.206																
1.207																
1.208																
1.209																
1.210																
1.211																
1.212																
1.213																
1.214																
1.215																
1.216																

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表(令和8年)

※1円刻み(労働者数復元による数値)

件名	和歌山県最低賃金				
業種	鉄鋼業				
現行最低賃金	1170円				
未満率	7.93%				
未満労働者数	28				
引上げ後 時間額(円)	引上げ額 (円)	引上げ率	影響率	該当労働者数 (人)	下回る労働者数 (人)
1170	0	0.00%	7.93%	0	28
1171	1	0.09%	7.93%	0	28
1172	2	0.17%	7.93%	0	28
1173	3	0.26%	7.93%	2	28
1174	4	0.34%	8.50%	0	30
1175	5	0.43%	8.50%	0	30
1176	6	0.51%	8.50%	0	30
1177	7	0.60%	8.50%	0	30
1178	8	0.68%	8.50%	0	30
1179	9	0.77%	8.50%	0	30
1180	10	0.85%	8.50%	0	30
1181	11	0.94%	8.50%	0	30
1182	12	1.03%	8.50%	0	30
1183	13	1.11%	8.50%	0	30
1184	14	1.20%	8.50%	0	30
1185	15	1.28%	8.50%	0	30
1186	16	1.37%	8.50%	0	30
1187	17	1.45%	8.50%	0	30
1188	18	1.54%	8.50%	0	30
1189	19	1.62%	8.50%	0	30
1190	20	1.71%	8.50%	0	30
1191	21	1.79%	8.50%	0	30
1192	22	1.88%	8.50%	0	30
1193	23	1.97%	8.50%	0	30
1194	24	2.05%	8.50%	0	30
1195	25	2.14%	8.50%	2	30
1196	26	2.22%	9.07%	0	32
1197	27	2.31%	9.07%	0	32
1198	28	2.39%	9.07%	0	32
1199	29	2.48%	9.07%	0	32
1200	30	2.56%	9.07%	4	32
1201	31	2.65%	10.20%	0	36
1202	32	2.74%	10.20%	0	36
1203	33	2.82%	10.20%	0	36
1204	34	2.91%	10.20%	0	36
1205	35	2.99%	10.20%	0	36
1206	36	3.08%	10.20%	0	36
1207	37	3.16%	10.20%	0	36
1208	38	3.25%	10.20%	1	36
1209	39	3.33%	10.48%	0	37
1210	40	3.42%	10.48%	0	37
1211	41	3.50%	10.48%	0	37
1212	42	3.59%	10.48%	2	37
1213	43	3.68%	11.05%	0	39
1214	44	3.76%	11.05%	0	39

1215	45	3.85%	11.05%	0	39
1216	46	3.93%	11.05%	0	39
1217	47	4.02%	11.05%	2	39
1218	48	4.10%	11.61%	0	41
1219	49	4.19%	11.61%	0	41
1220	50	4.27%	11.61%	1	41
1221	51	4.36%	11.90%	0	42
1222	52	4.44%	11.90%	0	42
1223	53	4.53%	11.90%	0	42
1224	54	4.62%	11.90%	2	42
1225	55	4.70%	12.46%	0	44
1226	56	4.79%	12.46%	0	44
1227	57	4.87%	12.46%	0	44
1228	58	4.96%	12.46%	0	44
1229	59	5.04%	12.46%	0	44
1230	60	5.13%	12.46%	0	44
1231	61	5.21%	12.46%	0	44
1232	62	5.30%	12.46%	0	44
1233	63	5.38%	12.46%	0	44
1234	64	5.47%	12.46%	0	44
1235	65	5.56%	12.46%	0	44
1236	66	5.64%	12.46%	2	44
1237	67	5.73%	13.03%	0	46
1238	68	5.81%	13.03%	2	46
1239	69	5.90%	13.60%	2	48
1240	70	5.98%	14.16%	0	50
1241	71	6.07%	14.16%	0	50
1242	72	6.15%	14.16%	0	50
1243	73	6.24%	14.16%	0	50
1244	74	6.32%	14.16%	0	50
1245	75	6.41%	14.16%	0	50
1246	76	6.50%	14.16%	0	50
1247	77	6.58%	14.16%	0	50
1248	78	6.67%	14.16%	0	50
1249	79	6.75%	14.16%	0	50
1250	80	6.84%	14.16%	2	50
1251	81	6.92%	14.73%	0	52
1252	82	7.01%	14.73%	0	52
1253	83	7.09%	14.73%	0	52
1254	84	7.18%	14.73%	2	52
1255	85	7.26%	15.30%	10	54
1256	86	7.35%	18.13%	0	64
1257	87	7.44%	18.13%	0	64
1258	88	7.52%	18.13%	0	64
1259	89	7.61%	18.13%	0	64
1260	90	7.69%	18.13%	0	64